

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
1	計画の対象 P6	計画の対象が漠然としていて解りづらいと思います。特に精神障がいについては、「心の病」、「精神疾患」と呼ばれるものが、含まれるのかどうか不明確です。	本計画では、手帳の有無にかかわらず、広く日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象としているので、ご指摘の状態である方も対象です。 ご意見を参考にし、わかりやすく記載します。	P6 4 計画の対象 「本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい(心の病等の精神疾患を含む。)、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。」に修正
2	地域生活のための総合的な支援体制の充実 P15	コミュニケーション手段としては、ピア活動団体によるピアカフェ・ピア電話相談等があります。	情報提供いただき、ありがとうございます。 なお、ピア活動団体への支援については、P50に記載しております。	
3	医療と保健・福祉との連携 P21	障がい者の高齢化も進み、重度の知的障がい者ががんになり、その最期を看ることのできる医療機関も必要になってくると思います。このような問題を検討していただきたい。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	
4	その他の医療費公費助成 P22	オープンダイアログ等を取り入れて、それに対しての支援や助成はできませんか。	オープンダイアログ(統合失調症に対して、入院治療や薬物治療を可能な限り行わない対話による治療手法)は、現在、医療保険の適用とならないため、自立支援医療の支給対象にも該当しません。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。	
5	手話通訳者の配置 P28	専任手話通訳者複数配置の早期実現を求めます。	手話通訳者につきましては、現在、聴覚障がい者が最も利用される機会が多い「福祉センター」に常勤として配置しております。市役所への手話通訳者の配置につきましては、令和5年度の配置を目標に、先進地事例等を調査・研究し、採用形態や募集方法等を検討し、早期実現ができるよう努めます。	

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
6	共同生活援助 (グループホーム) P33	老人ホームに精神専門のスタッフをつけてもらうか、高齢の精神障がい者用グループホームを開設していただきたい。	グループホームの建設主体は民間事業者となりますので、施設開設に係る相談等があった場合、ニーズ等をお伝えします。	
7	共同生活援助 (グループホーム) P33	グループホームをもっと増やして欲しい。特に女性用のグループホームを開設していただきたい。	グループホームの建設主体は民間事業者となりますので、施設開設に係る相談等があった場合、ニーズ等をお伝えします。	
8	障がい者等 交通費等助成 P34	生きいきクーポンの継続をしていただきたい。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	
9	地域生活支援 拠点の機能充 実 P34・P56	精神障がい者が利用できるための地域生活支援拠点を作り、知的・身体の場合と同様に緊急時の対応の機能も備えて下さい。	地域生活支援拠点につきましては、障がい者地域自立支援協議会等を活用し、協議検討を進めてまいります。	
10	地域生活支援 拠点の 機能充実 P34・P56	精神障がい者は、ストレスや環境の変化に脆弱で、突然症状が発現したり悪化したりします。そのため365日24時間相談窓口が必要です。相談できたことで、安心して、自分の状態と向きあうことができ緊急入院せずに落ちつきをとりもどすことも多々あるため、精神障がい者に対応できる地域生活支援拠点を整備していただきたい。	奈良県の精神科救急医療情報センターにおいて、365日24時間年中無休で、緊急的な精神医療相談を電話にて受け付けております。 地域生活支援拠点につきましては、障がい者地域自立支援協議会等を活用し、協議検討を進めてまいります。	
11	地域生活支援 拠点の 機能充実 P34・P56	地域生活支援拠点にピア活動団体を入れていただきたい。	地域生活支援拠点につきましては、障がい者地域自立支援協議会等を活用し、協議検討を進めてまいります。	
12	経済的支援 P35	ピア活動団体に助成をしていただきたい。	福祉に関するボランティア団体として、要件に合致すれば、市福祉センターを無料で利用できます。 また、民間の助成金制度にてピアサポート活動への助成もあります。	

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
13	相談支援の充実 P38	障がい者が高齢の親と一緒に住んで、親の介護等をするときにも大変ストレスや不安等がかかるため、障がい者が高齢の親と住んでいる時の支援や助成をしていただきたい。	高齢の親と障がいのある方等の複合的な課題を抱えた世帯については、関係機関との連携し、重層的な支援を行います。	
14	相談窓口の充実 P39	精神のピアの力はとても必要だと思うので、スタッフ(相談員や訪問員)として採用をお願いしたい。	本市が養成しているピアサポーターについては、有償ボランティアとしてご協力いただく流れを想定しております。 なお、雇用については、民間事業者にお問い合わせ下さい。	
15	相談支援事業 P39	精神保健福祉士の配置について、当事者や障がい者家族が必要な時に迅速に相談できるように、実現させて下さい。	現時点では市の業務委託先である生活支援センターでの対応となりますが、現状やニーズを踏まえながら精神保健福祉士等の配置の検討をしていきます。	
16	人にやさしい施設の整備 P41	公共の施設等では、エスカレーターやエレベーターがないところがまだまだあるため整備を行っていただきたい。	ご意見は今後の公共施設の新設、改修等の際の参考とさせていただきます。	
17	避難所における障がい者への配慮 P42	精神障がい者は、薬がきれると調子をくずす人が多く、災害時にすばやく飲んでる薬を調達するようにしていただきたい。	災害時の薬の調達については、一般社団法人奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会と災害応援協定を締結しておりますので、それに基づいて対応していくこととなります。 しかし、災害発生後すぐに各個人に合わせた薬を調達できるとは限りませんので、日頃からの残薬管理と薬の情報(種類と飲む量等)を準備しておくことをお願いします。また、薬とともに飲用水の準備もお願いいたします。	
18	障がい者関係団体の活動支援 P45	ピア活動団体に、より一層の活動支援をお願いしたい。	福祉センター登録の要件に合致すれば、市福祉センターを無料で利用できます。 また、民間の助成金制度にてピアサポート活動への助成もあります。	

No	意見箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
19	地域における取組 P45	ピア活動団体では、ピアのメンバーが学校等と交流し、体験談等を語っています。他の団体からの要請も受けたまわります。	依頼がありましたらご紹介させていただくとともに、ご希望により活動の周知等をさせていただきます。	
20	自発的活動 (ピアサポート) の支援 P50	ピア活動団体の取り組みについて、市民にお知らせするところがあるとありがたい。	ピア活動団体の案内チラシ等があれば窓口に配架する等のご協力はさせていただきます。	
21	多様な働き方 の支援 P53	ピア活動を行なえる、総合的な場所と支援をしていただきたい。 そして、ピア活動団体で働くメンバーをピアスタッフとして雇用していただきたい。	福祉センター登録の要件に合致すれば、無料で福祉センターの貸館をご利用いただくことは可能ですが、継続的な場所等の提供は難しい状況です。 本市が養成しているピアサポーターについては、有償ボランティアとしてご協力いただく流れを想定しております。 なお、雇用については民間事業者にお問い合わせ下さい。	
22	その他	訪問看護の制度をなくさないようにしていただきたい。	訪問看護は、医療従事者により、医療保険や介護保険でサービスを受けることができる国の制度となります。 市の障がい者福祉計画において実施の可否を決める(記載)ものではなく、また、訪問看護の制度については現段階で廃止等の情報はございません。	
23	その他	計画案の内容がむずかしくわかりません。説明会等で説明してほしい。	計画案の記載内容についてのご質問については、お問い合わせいただければ説明させていただきます。	